



接続約款変更認可申請書

東相制第14-00097号
平成27年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,982円	—
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,652円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	280,417円	—

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,014円	—
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,238円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	287,083円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	99,458円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,433円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,132円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	175,965円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	192,705円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	207,900円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	221,549円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234,038円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	245,753円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,696円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	341,773円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	404,432円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	455,881円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500,372円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	539,838円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	575,826円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	609,108円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	639,684円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	668,714円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	896,785円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,066,489円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,207,590円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,330,911円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,441,476円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,542,764円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,636,709円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,725,242円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,808,363円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	85,197円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	113,219円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,596円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	150,317円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,711円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	177,775円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	189,176円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	199,914円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,986円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	219,061円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	291,529円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	344,717円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	388,266円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	425,831円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	459,407円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	489,992円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	517,917円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	544,180円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	568,781円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	761,607円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	905,236円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,024,266円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,128,338円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,221,441円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,307,230円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,386,371円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,460,859円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,531,025円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	182,090円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	242,434円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	285,791円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	322,070円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	352,687円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	380,472円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	405,425円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	171,749円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	228,212円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	269,258円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,932円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	331,913円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	358,214円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	381,163円

	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	428,255円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	449,670円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,669円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	625,066円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	739,409円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	833,226円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	914,302円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	986,176円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,051,680円	
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,112,229円	
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,167,823円	
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,220,586円	
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,634,258円	
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,941,048円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,195,460円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,417,312円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,615,806円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,797,313円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,965,371円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,123,519円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,271,758円	

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,364,496円

	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	402,772円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	423,040円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	441,297円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	587,005円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	693,838円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	781,232円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	856,562円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	923,848円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	985,102円	
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,040,994円	
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,093,535円	
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,142,724円	
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,527,372円	
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,812,821円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,048,669円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,254,356円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,437,923円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,606,745円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,762,161円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,908,193円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,045,512円	

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,370,919円

(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	1ポートごとに月額	<u>5,291,667円</u>	—
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	<u>1.1507円</u>	—
		1秒ごとに	<u>0.009870円</u>	—

(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	1ポートごとに月額	<u>5,270,833円</u>	—
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	<u>0.95157円</u>	—
		1秒ごとに	<u>0.0082597円</u>	—

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。